

# 国立大学法人東京外国語大学物品供給契約等に係る取引停止等の措置要項

〔平成22年 3月 9日〕  
規 則 第 8 号

改正 平成24年 3月27日規則第62号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)における建設工事を除く物品の購入、製造及び役務その他の契約(以下「契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて、定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 契約責任者は、建築工事を除く一般競争契約参加資格を有する者及びその他の者(以下「業者」という。)が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、取引停止の措置を行うものとする。

(1) 公共機関又は報道機関の情報により、業者が別表各号のいずれかの措置要件に該当することとなり、かつ、本学が発注する契約の相手方となる可能性を有する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、契約責任者が特に必要と認める場合

3 別表各号の措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後に当該事案を知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、契約責任者が当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めた場合は、この限りでない。

(取引停止の期間の特例)

第4条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号の1に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間(取引停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2号から第9号までの措置要件に係る取引停止の期間満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2号から第9号までの措置要件に該当することとなっ

たとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 契約責任者は、業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
- 4 契約責任者は、業者について、極めて悪質な事由があるため又極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
- 5 契約責任者は、取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
- 6 契約責任者は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 7 契約責任者は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

（指名等の取消し）

第5条 契約責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。

- 2 契約責任者は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

（取引停止措置等の公表）

第6条 契約責任者は、第3条の規定により取引停止を行い、第4条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第4条第6項の規定による取引停止の解除をしたときは、当該業者に対し遅滞なく別紙様式第1号、第2号又は第3号により通知するものとする。

- 2 前項による措置をした場合は本学ホームページ上で公表するものとする。

（取引停止期間中の下請け等）

第7条 契約責任者は取引停止の期間中の業者が本学における契約に係る製造等の全部又は一部を下請けすることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合はこの限りではない。

（警告又は注意の喚起）

第8条 契約責任者は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

（要領の改廃）

第9条 この要領の改廃は事務局長が行う。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第6条関係）

東外会第 号  
平成 年 月 日

株式会社  
代表取締役

あて

契約責任者 国立大学法人東京外国語大学  
事務局長 印

### 取引停止通知書

この度、貴社を下記のとおり、本学の契約について取引しないこととしましたので通知します。

### 記

1. 取引停止の期間
2. 取引停止理由

東外会第 号  
平成 年 月 日

株式会社  
代表取締役

あて

契約責任者 国立大学法人東京外国語大学  
事務局長 印

取引停止期間変更通知書

先に、平成 年 月 日付け東外会第 号をもって貴社の取引停止を行った旨を通知したところではありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間
2. 取引停止期間変更理由

別紙様式第3号（第6条関係）

東外会第 号  
平成 年 月 日

株式会社  
代表取締役

あて

契約責任者 国立大学法人東京外国語大学  
事務局長 印

取引停止期間解除通知書

先に、平成 年 月 日付け東外会第 号をもって貴社の取引停止を行った旨を通知したところありますが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知します。

別表（第3条、第4条関係）  
取引停止の措置基準

| 措 置 要 件   | 期 間                               |
|---|-----------------------------------|
| <p>(虚偽記載)</p>   |                                   |
| <p>1 本学発注の契約に係る手続きにおいて、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>                                | <p>当該認定した日から<br/>1箇月以上6箇月以内</p>   |
| <p>(贈賄)</p>   |                                   |
| <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴及び提起された場合</p>  | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>              |
| <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p>                                    | <p>4箇月以上12箇月以内</p>                |
| <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事業所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p>                               | <p>3箇月以上9箇月以内</p>                 |
| <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>   | <p>2箇月以上6箇月以内</p>                 |
| <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が官公庁その他公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>                                     | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>              |
| <p>イ 代表役員等</p>  | <p>3箇月以上9箇月以内</p>                 |
| <p>ロ 一般役員等</p>  | <p>2箇月以上6箇月以内</p>                 |
| <p>ハ 使用人</p>  | <p>1箇月以上3箇月以内</p>                 |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p>  |                                   |
| <p>4 本学との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められたとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>3箇月以上12箇月以内</p> |
| <p>5 官公庁その他公共機関の契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>                                     | <p>刑事告発を知った日から<br/>1箇月以上9箇月以内</p> |
| <p>6 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>2箇月以上9箇月以内</p>  |
| <p>(競争入札妨害又は談合)</p>   |                                   |
| <p>7 本学発注の契約に関し、業者である個人又は業者である</p>  | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p>              |

|  |  |
|--|--|
| <p>法人の代表役員等が談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p>  | <p>4 箇月以上 1 2 箇月以内</p>                   |
| <p>8 本学発注の契約に関し、業者である個人又は業者である法人の一般役員等又はその使用人が談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p>                    | <p>逮捕又は公訴を知った日から<br/>3 箇月以上 1 2 箇月以内</p> |
| <p>9 官庁その他公共機関の契約に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>    |  |
| <p>イ 代表役員等</p>   | <p>3 箇月以上 1 2 箇月以内</p>                   |
| <p>ロ 一般役員等</p>   | <p>1 箇月以上 1 2 箇月以内</p>                   |
| <p>ハ 使用人</p>   | <p>1 箇月以上 1 2 箇月以内</p>                   |
| <p>(落札決定後の契約辞退)</p>  |  |
| <p>1 0 本学発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約を辞退したとき。</p>   | <p>当該認定をした日から<br/>2 週間以上 4 箇月以内</p>      |
| <p>(不正又は不誠実な行為)</p>  |  |
| <p>1 1 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不適切であると認めるとき。</p>  | <p>当該認定をした日から<br/>1 箇月以上 9 箇月以内</p>      |
| <p>1 2 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適切であると認めるとき。</p> | <p>当該認定をした日から<br/>1 箇月以上 9 箇月以内</p>      |

附 則

この要項は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。